

Title	「学制」発布以前における福沢の学校論
Sub Title	Fukuzawa's views on school before the promulgation of "Gaku-sei"
Author	田中, 克佳(Tanaka, Katsuyoshi)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	1965
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学 (Studies in sociology, psychology and education). No.5 (1965. ) ,p.39- 48
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000005-0039">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000005-0039</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 「学制」発布以前における福沢の学校論

Fukuzawa's views on school before  
the promulgation of "Gaku-Sei"

田 中 克 佳

*Katsuyoshi Tanaka*

## 一 序 論

福沢が、一国家としての日本という意識から、学校論を展開したのは、明治3年の『学校之説』をもって最初とすることが出来るように思われる。これによって、はじめて、学校教育への主体的・積極的意図が、「論」という形に成形して表明されたとみることが出来る。では、このような学校論を生ぜしめたものは何であったろうか。

### (一) 時代状況からの要請

幕末期の教育の状況は、ごく大雑把に言って、武士階級の為には藩学が、庶民階級の為には寺子屋が、農民階級の為には、教諭所・郷学があり、階級制度肯定の上になって、夫々の目的に応じた教育がなされており、変革への胎動をはらみながらも、教育体制は、国内的な、藩を主としたものとどまっていた<sup>1)</sup>。

維新による幕藩体制の崩壊は、体制にまつわる教育様式の変革を要請した。しかも、維新の一要因として、諸外国からの圧力があったという事実は、単に国内的、部分的な変革を超えて、対外的、従って一国家としての日本の教育が(「富国強兵・殖産興業」という緊急至上なる目的の下に)要請された。従って、この時期は、いつにも増して大なる実現の可能性をもって、教育政策に関する「論」の要請を、意識せしめた時期であったということが出来る。

### (二) 福沢の個人的意識からの要請

「未成年状態の束縛をみずからたち切ったのちに、各自に独自の価値と自分で考えるという使命を正しく尊重するところの精神<sup>2)</sup>」を「啓蒙の精神」として把握する

カントを尺度にかりて、福沢をみると、遅くとも、三度目の渡航であるアメリカ行(1867—慶応3)の頃迄には、福沢自身、この啓蒙の精神に到達していたとみることが出来る<sup>3)</sup>。この精神への到達は、その後の活動・著作物の中によくうかがうことが出来る。この精神は、徳川封建時代の門閥制度への不合理意識によって、すでに幼時に準備され、洋学勉学期を通じて成長させられていたとはいえ、真に福沢の胸に落ちる為には1861(万延元)年、咸臨丸によるアメリカ行、1861(文久元)年の欧州行、1867(慶応3)年のアメリカ行という三度にわたる欧米行によって、このような精神の横溢する世界との、実際の接触を経なければならなかった。こうして到達された啓蒙の精神の、その後の福沢の表現は、「独立自尊」であり「文明の精神」であったということが出来よう。欧米の文明の真髄を、この啓蒙の精神、つまり福沢的には、独立の精神に見出し、まづ、この精神を日本国民に育成しなければならぬ、という意識に、福沢の主体的・積極的啓蒙活動の原動力があったといえよう。こうして、積極的な意図をもった啓蒙活動として、著訳書出版、学校経営、言論活動が開始された。

以上、二つの要請、つまり時代的要請と福沢の個人的要請との接点の上に、「学校論」が成形されていった。本論文では、「学制」発布(明治5年8月<sup>4)</sup>)以前に現われた、福沢の学校教育に関する「論」がどのようなものであったかを探ろうというところに、その意図がある。このためにまづ、その精神の、明確な意識的強調の前段階の時期に刊行された、『西洋事情<sup>5)</sup>』(慶応2—明治3)に於いて、学校教育に関連して、どのような西洋の事情が紹介されているかをみたいと思う。ついで、公的啓蒙

活動としての学校（慶応義塾）経営への自覚的・積極的な意図表明を経て、この時期に於ける学校に関する総合的な「論」の表明たる『学校之説<sup>9)</sup>』（明治3）を検討しようと思う。

## 二 西洋教育事情の紹介——『西洋事情』に於て

『西洋事情』は、その刊行年代順に於いて、初編三冊（慶応2年初冬）、外編三冊（慶応3年）、二編四冊（明治3年初冬）の十冊からなっている。本書作成の手続は、各編の説明に拠って、すべて翻訳であるということが出来る（但し、『初編』の「巻之一」は、福沢滯欧時の手録が加わっている点で、他と少し異なるが）。従って、本書の内容は、そのまま福沢の主張とみることは出来ない。むしろ、福沢自身にとっても、参考資料的な存在であったというべきであり、また、それ故に、後の言論活動の処々に、本書からの出発・関連がみられるのである。

本書の内容は、福沢の作成目的から大きく二つの系統に分けることが出来る。

ひとつは、『西洋事情初編』（「巻之一」を除く）と『西洋事情二編』（「巻之一」を除く）にみられるもので、「…独り洋外の文学技芸を講窮するのみにて、其各国の政治風俗如何を詳にせざれば、仮令ひ其学芸を得たりとも、其経国の本に反らざるを以て、實に实用に益なきのみならず、却て害を招んも亦計るべからず。」<sup>10)</sup>というところから、「史記」「政治」「海陸軍」「錢貨出納」という四つの項目を設けて、その紹介をしようという意図からくるもので、様式的説明系統のものである。

もうひとつは、『西洋事情初編、巻之一』と、『西洋事情外編』と、『西洋事情二編、巻之一』にみられるもので、上記の四項目は、「唯其一国に限る所の事件とす。然れども亦其西洋一般普通の制度風俗ありて、我国俗と異なるもの多し。今其大概を……条事件説し<sup>9)</sup>」（『初編、巻之一』の「小引」）、「西洋普通の事情<sup>9)</sup>」（『外編、巻之一』の「題言」）に関する備考たらしめようとする意図からくるもので、類型的説明系統のものである。

教育のことを扱った部分を指摘し、学校教育ということに関連しているものをみてみよう。

### （一）前者の系統に於いて

教育関連事項は、「政治」という項目の中に記述されている。従って、行政的、教育様式的記述が主となっている。夫々の国々についての記述を紹介すると、

○アメリカについて。（『初編、巻之二』——全集、第1巻、p. 342）

「○合衆国の北部に於ては、児童を教育する小学校多く其法甚善し。亜米利加政治の一美事と云べし。学校の費用は賦税より出し、或は又別に学校に附属せる元金なるもの有て、年々其金の利息を集め、州内の諸府に学童を教育する員数に準じて之を分配す。一都府の内に必ず小学校一所を設け、府外にても人家あるの地は凡二里四方の内に一所を設けて往來の便利を為す。又一郡毎に人物十二名を撰挙し、学校の知事と為して郡内諸学校の事務を司らしむ。学校に入らんとするものは何人の子たるを論ぜず直に之を許し、且本人は唯書籍を買ふのみにて一切他の出費なし。……」

大学校の教も甚盛にして、其法、寛裕を主とせり。大学校は政府より建るものあり、或は私に会社を結て設るものあり。凡そ合衆國中、所として此学校あらざるはなし。……」

○イギリスについて。（『初編、巻之三』——全集、第1巻、p. 372～p. 373）

「○英国に於ては政府より人を教育するの法律を建ることなく、多くは宗門の社中にて学校を設け、國中人人の意に任じて其入用を出さしめ、一歳に集る所の金高甚多し。小学校の如きは大概皆此法に由て設るものにて、凡そ少年を教育するに金を費すことの多きは世界第一と云ふ可し。但し政府よりの取締りなきを以て、或は此金を用るに趣意を失ふこともあれども、政府より之に関係することあらば随て又弊害を生ず可きが故に、其利害得失知る可らざるなり。……○右の小学校は専ら上等中等の人を教ゆる為めに設けたるものなれども、近来は又貧賤の子を教育して國の文明を十分にせんとて益々学校を設け、中に就て日曜学校と唱ふるものあり。此学校にては日曜日の夕毎に教授するを以て此名を得たり。……○学校にて人を教育するの法は、普魯士、荷蘭等の諸國に一等を譲ると云ふものもあれども、其実に然るや否は知る可らず。但し英人の學術工作の諸科に於て他國人に超越する所以は、教育の行届たるに非らず、唯其國律寛裕にして人を束縛せず、人々をして其天稟の才力を伸べしむるに由て然るなり。」

○ロシアについて。（『二編、巻之二』——全集、第1巻、p. 547～p. 548）

「魯西亞に於ては人民教育の法未だ盛ならず、唯曩近五六十年来漸く進歩したるのみ。千八百二年アレキサンドル帝の世に詔を下だして、国内宣教の法を設け、学校の為めに全国を区分して、每一区に大学校一所を開き、其以下諸学校の数は、区内の人員と土地の広狭とに従て多寡あり。此学校の内「ラインウム」と唱るものあり。

少年の文官に志す者を集めて教る学校なり。方今魯西亜全国に学校の区分十所あれども、区内に大学校あるものは唯五所のみ。……昔日魯西亜には私塾を開て人を教る者甚だ多かりしが、政府にて種々の法を設け、官の学校に養はれたる者に非ざれば仕官を求め難き風俗となりしより以来、私塾の教漸く衰へたり。」

○フランスについて。(『二編、卷之四』——全集、第1巻、p. 600~p. 601)

「軌近仏蘭西にては、教育の道大に進み、文化次第に盛なり。……○全国を三万七千五百十区に分ち、これを「コンミュン」と云ふ。毎区多少の学校あり。或は少きも必ず一所を設るを法とす。其未だこれなきものは國中僅かに八百十八区のみ。但し学校なき区内の者にては、必ず其近隣に行て学ぶべき方便あり。……」として、公報に拠つて、生徒数、学校数などをあげ、教育の普及している様子を示している。また、「……俗人の学校に属し、……寺院の学校に属す。」という学校の種類、及び、「学費を出さずして教を受る者」がいることの記述も含まれている。

#### ○その他

この系統の中での教育に関連した記述は、大半は、上の引用につぎる。省略したのは、統計的数量と教科目についての記述。オランダの教育に関する記述(『初編、卷之二』)も、数行あるが、紹介の意図にのらないから省略した。

#### (二) 後者の系統に於いて

此处では、上記の諸国の教育様式を支えている考え方に関連して、「備考」としての記述がなされている。欧米文明の外形よりは、精神を見抜こうと意図した福沢にとって、この後者の系統に於ける「考え方」が、より関心的であったろうと思われる。

『西洋事情初編、卷之一』(慶応2年刊、「備考」の「学校」の項には、西洋各国の学校に関する類型的・一般的紹介——学令・性別・小学校・大学校・教科目・兵医学校、毎日毎週の学校行事、運動設備、一年の学費、貧民学校、普魯士の教育等々——がなされている。また、「西洋各国の都府は固より村落に至るまでも学校あらざる所なし。学校は政府より建て教師に給料を与へて人を教へしむるものあり、或は平人にて社中を結び学校を建て教授するものあり<sup>10)</sup>。」という設立様式に関する記述がある。

ついで、『西洋事情外編、卷之二』(慶応3年刊)、「政府の職分」の項で、政府の職分と、人民教育ということに関して、「又政府にて行ふ可き事件は、人民教育の大

本を固くすることなり。此箇条は最も重大の事なるが故に、其条目を別にして詳かに議論す可し<sup>11)</sup>。」と述べ、この問題が次巻に於て、詳しく論じられる。すなわち、『西洋事情外編、卷之三』(慶応3年刊)の「人民の教育<sup>12)</sup>」(『全集、第1巻』p. 451~p. 456)がそうである。その内容は、次の如くである。

#### ○教育の必要・学校の必要

「人の生るゝや無知なり。其これを知るものは教に由て然らしむる所なり。子生るれば父母これに教へ、先づ其知識を開て所得甚だ多し。既に父母の教導を受けば、次で又学校に入らざる可らず。故に天下の急務は学校を設けて之を扶持するより先なるはなし。」(p. 451, l. 1~l. 3)

○知識の必要……「蓋し人民、幼にして学ばず、長じて知識なければ、輕挙妄動、前後を顧みず、遂には罪科に触れ、人間の交際を害すること多し。」(p. 451, l. 3~l. 4) また、知識教導によって、必ずしも、徳義養育が出来るとは限らないが、知識は物事の是非善悪を弁別するもとである。

○無知無学の害悪……法行われず、救窮の為所費多く、生活の方法を知らずまた時流についてゆけず貧窮に苦しむ、また世益となる人・ものを破壊する。更に、教育の価値が分らず、従つてまた、自分の子弟を教育することもしないし、それをやってくれる他人に、その恩を謝すこともしない。これ、世の教育を妨害すると云ふべきである。

○他人を教育することは、ひいては、自らの利益となる。(公教育の理由)

以上の次第で、無知なる貧者の教育は他人がひきうけなければならぬ。しかし、他方他人が引き受けるだけの理由もある。「従来窮民を救ひ罪人を制する為めに税を納めるの高は、既に已に夥し。今人民教育の為に費す所の金は、人をして貧困に陥ることなく、又罪悪を犯すことなからしめんとするものにて、所謂禍を未然に防ぐの趣意なれば、既に貧しき貧人を救ひ、既に罪ある罪人を制する為めに税を納るよりも、其金を費すの功德、遙に優る可し。故に國中に人民教育の入費を出さしむるは、之を貪るに非らず、実は却て其税額を減少せんが為めなり。」(p. 454, l. 5~l. 10) また、教育の為の税は、他人の善・幸福を助けるものであるから、納税者、快感を得て然るべきである。

○政府には教育の権あること。

「或人の云く、國民を強ひて其子弟を教育せしめんとするは、即ち人の家事私用に関係して之を妨ることなれば、

其処置宜しきを得るものに非らずと。然れども此説甚だ非なり。」(p. 455, l. 13~l. 14) 刑罰の法も、いつてみれば、「人の私事を妨る」ことである。従って、「政府若し人を罰するの権あらば、亦人を教ゆる権なかる可らずと。是れ古今の金言なり。刑罰は人の身に苦痛を受けしむることなれども、世間一般の爲めを謀れば尚ほ之を施行して妨なし。況んや教育は其人を益し其人を利するの趣意なれば、之を行ふに於て何等の故障ある可きや。余輩断じて云ふ。若し世間一般の爲めに斯る大利益の事あらば、仮令ひ人の身に苦楚疼痛を覚へしむるとも、必ず之を行はざる可らず。」(p. 455, l. 1~l. 4)

#### ○政府の教育に対する責任程度

「是故に国民教育の法を設るの一事は、人の不徳を矯正し人の貧困を救ふ爲めのものなれば、其教育を受ける者に利益あるのみならず、又此法を設る爲めに金を費す者も自から利する所ある可し。然れども一丁字を知らざる小民に至るまでも、尽く政府の力を以て教育せんとするが如きは、事実行はれ難きことなるが故に、政府は唯学校を設けて諸塾の教師と爲る可き人物を養ひ、其他教育の事に付き平人の弁じ難き冗費を出だすを以て其任とせり。」(p. 455, l. 5~l. 8)

#### ○国に大学校等の設ある趣旨

「人として高上の学に志し其極度に達する者あれば、之に由て世上一般の裨益を爲すこと少なからず。」(p. 455, l. 9) しかし、この学への志を達するには、非常に金がかかる。古来、富豪の家に生れて、このような大志を抱く者は甚だすくなく、「少年にして大業を企る者は、多くは父母の助力を得ざる貧家の子なれども、其志を達するに至ては國中一般の爲に大裨益を起すが故に、國中の人も亦平生より此寒貧書生を助けざる可らず。即ち国に大学校等の設あるもこの趣旨なり。」(p. 455, l. 14~l. 16)

○「大凡人民教育の爲めに、右等の法を設け、多く金を費して其処置を誤ることなくば、一国の繁栄を致すこと更に疑を容る可きに非らず。」(p. 456, l. 1~l. 2)

要するに、人は生れた時は無知である。知識からは得る所が多い。従って、父母は教育をし、また学校が必要となるわけである。無知は、あらゆる点で害悪である。従って、国民すべてに知識を得させることは、個人・社会にとって利益である。従って、教育の爲に税を出すべきである。また、政府は刑罰の権があるように、教育の権があり、世益という点からも、国民教育の責任がある。では、その教育への責任程度はというと、それは学校を建て、教師を育て、その他教育に関し、平人でまかなえ

ない冗費を出す、というところにある。また、国に大学校などを設置するは、学に志した寒貧書生にして、将来、國中一般に大利益をもたらすものゝ爲にするということに、その趣旨がある。

教育・学校の必要、教育の爲の税、政府の教育に対する責任及びその程度等、注目すべき内容を含んでいるといえる。

最後に、『西洋事情二編、卷之一』（慶応2年刊）、「備考」の「収税論——一国の財を費す可き公務を論ず」の中の、「第二人民を教育するの爲め財を費す事<sup>18)</sup>」（『全集、第1巻』p. 515~p. 520）の中で、教育のことが述べられている。

「人民の教育に二様の別あり。一を常教と云ひ、一を学教と云ふ。」(p. 515, l. 16)

#### (1) 「常教」について。

1. 「常教」とは、「人の此世に生れ、通常の産を営求するが爲め、欠く可らざる所の聞見知識を導くの教なり。語学、書画、数学、地理、歴史、物産学、調理学、経済学、心学等の一斑を云ふ。此等は皆是平人の常に心得るべき学科にして、必ずしも学者先生にして始めて之を知るの教に非ざるなり。」(p. 515, l. 16~p. 516, l. 1)

2. 「此教を設<sup>キハク</sup>ける費用として、「公」に一国の税」（つまり、教育の税）を集める。(p. 516, l. 1) その徴税の理由は、「国民各々学問の一斑を知れば、相互に其裨益を被る可ければなり。殊に衆庶會議の政治に在ては、人を教育して其徳沢を被ること最も大なり。」(p. 516, l. 1~l. 3) というところにある。

3. この教育の税徴収及び支出の方法について。(二つの方法あり。)

1) 「他の税を収るが如く、之を集めて官庫に貯へ、教師に給料を与ること、尋常の吏人に給料を与るが如くす可し。」(p. 516, l. 4~l. 5)

2) 「市井郷里に学校を建て、其地の長<sup>長</sup>を<sup>長</sup>をして其地より費用の金を集めしめ、之を其長の手<sup>手</sup>に托し、乃ち之をして学校を監督せしめ、教師を取扱はしむべし。」(p. 516, l. 6~l. 7)

4. 1) 法と 2) 法との「得失利害」について。……「第二法を以て上策とす。」(p. 516, l. 8) その訳は、

1) 法について。……「一個の本政府より数多の教師を選び、国内の諸方に送らんとすれば、其人選のときに当り、或は失誤多く、或は誠実の意を失ふことあるを免れず。国民は固より其選挙の事に関らず、其給料の多寡をも知り得ざれば、自然其教授の可否如何んを注思するこ

と無くして、終には生徒教育の本旨を踏るの弊風を生ずべし。」(p. 516, l. 10~l. 13)

2)法について。……「此法に従へば、各処の人民、皆自家の利害を謀り、其学校に心を用ること深切にして、金を費すことも亦苟且ならず。随て教師を選任するにも、自から其才徳を用て人選を誤ること勿るべし。」(p. 516, l. 8~l. 10) また、この方法、「其処置甚だ簡易なり。乃ち市井郷里の大小を計り、其人口の多寡に従て、一処の学校を設くべきものは必ず事を建てしめ、其費用を供せんが為めには政府の権を以て税を収め、其収めたる税金は之を集めて其地の人民に托し、出納の任を専らにせしむべし。蓋し其人民は、自己の膏血を絞り集めたる金なれば、此金を用るも工夫を尽し、不経済の処置を為さざること必せり。」(p. 516, l. 14~l. 17) ということにある。

5. 教員養成学校を設けること。(学校盛んとなると、教師の需要もふえる故。)  
「斯の如くして全国の内に教化の大本を定立すれば、其主意互に相支吾すること無くして、諸学の進歩亦随て一様なることを得べし。」(p. 517, l. 2~l. 3)

この第一の教育は、今日の普通教育的性格のものと考えることが出来、教育税によって実施され、しかも、地方分権的組織方法を主張する意見とみる事が出来る。

## (2) 「学教」について。

1. 「学教」は、特に定義的説明はしていないけれども、「学問の道を研究し之を修ると、学問の道を公布し之を広むるとの二件は、同一の人にして成すべきなり。且又其所用の器具も両様相同じきが故に、此二件は常に相符して一科と為せり。」(p. 517, l. 7~l. 8) とあるところからみて、大学教育の内容の高尚なる学問の研究と教育を意味していると考えていだろう。

2. 「此学教を盛にせんが為め」には、「天下の財を費す」こと。その理由は、この学教の「衆庶の裨益を成すとのことは、固より論ずるを待たず。」(p. 517, l. 4) というところにある。

3. 「学教を建る」に、二つの要件がある。

1) 「既に所有せる知学を世に弘むること」(p. 517, l. 9)……(つまり、教育と考えることが出来る。)

2) 「既に所有せるものへ新に知学を増益すること」(p. 517, l. 9)……(つまり、研究と考えることが出来る。)

「此二条は両様共に緊要のものにて、必ず之を兼有せざる可らず。」(p. 517, l. 10)

4. 「政府より学教の爲めに高科の学校を建て、学を修め道を広めんを勉るに当り、其費を少なくし其事を善くする所以の法」(p. 517, l. 11~l. 12) を示すといつて、次の如く述べている。

学校を開くには、金がかかり、仲々平人では出来ない。偶々、そういう場合があつても学費高く、富人しか入学出来ない。「故に政府にて学教の設を為すは、元より富人の爲めに非ず、只貧民の学に志して学資に乏しき者を恵むの主意なれば、政府の職分として学教に必要な具書籍器械家屋の類を備へざる可らず。」(p. 517, l. 15~l. 17)

5. この政府提供の具使用にあたり、借賃を納む可きか否か。

「唯其借賃を払へば教授の給料を貴くし、之を払はざれば給料を賤くするのみ。」(p. 518, l. 2~l. 3)

6. 教師の給料について。

「学校教授の産業……を進め、之を鼓舞作興し、必ず其人をして学力の深淺と誠実の厚薄とに因て生計の道を得せしめんとするには、給料の多寡を以て之を制するに若くは無し。……故に今一種の学を盛にせん為め其入用の元金を備へなば、之を用るの法は宜しく本論の旨に従ひ、人の才学と器量とに準じて之に給料を増減すべし。」(p. 518, l. 4~l. 9)

7. 「貧生を教育するが為め其元金を備へなば、之を行ふの法は左の旨に基づくべし。」(p. 518, l. 10)

1) 貧生に対してのみ、教授料をやすくすること。

2) 教師の給料は、其学力の深淺と誠実の厚薄によって其多寡あるべしとする旨を失しないこと。

3) 「学校に大中小の順序あらば、下等の学校に於て謹慎勉強する者を挙げ、其褒賞として之を上等の学校に遷すべし。此の如くするとき、大に下学校の生徒を励まし、正しく其人物の才不才に準じて学費を給し、名実相支吾すること無きを得べし。」(p. 519, l. 2~l. 4)

8. 教育を一種の商品とみなし、教育の上下は費用の高低と一致するという考え方から、価の「廉ならんより、寧ろ其品の美ならんを貴とす。」(p. 520, l. 5) という主張がみられる。

この第二の教育は、所謂「学問」の教育と研究を意図するものと考えることが出来る。これに対しても、政府の責任は、貧民にして学志ある者のためにするというたてまえから、「学校に必要な具」を備へてやるということに限っている。その他、能力主義的給料の考え方、奨学給費に関する考え方、教育をも一種の商品とみなして論ずるという考え方など注目に値する。

『西洋事情』の中にみられる、教育に関連した諸紹介は以上の如くである。既述したように、ここで述べられていることは、ほとんどすべてが翻訳(換骨奪胎ということは、あるとしても)であり、福沢が、自らの責任で述べた主張であるとはみることは出来ない。福沢の以後の諸論の、極めて多くの素材が、此処にあるということは認められるけれど、本書は、あくまで、福沢自身、客体的な、紹介及び理解の具であったというべきであろう。

では、学校教育への主体的積極的意図表明は、どのような形で現われ、「論」にまで、成形していったであろうか。

### 三 福沢「学制」発布以前の学校論

#### (一) 福沢、洋学校要請の論拠

福沢の終生の事業たる学校経営の積極的出発点を、啓蒙の精神への到達にみた。この精神は、「西洋事情外篇の初篇に云へることあり。人若し其天与の才力を活用するに当て心身の自由を得ざれば、才力共に用を為さず。故に世界中何等の国を論ぜず何等の人種たるを問はず、人々自から其身体を自由にするは天道の法則なり。即ち人は其人の人に於て猶天下は天下の天下なりと云ふが如し。其生るゝや東縛せらるゝことなく、天より附与せられたる自主自由の通義は売る可らず、亦買ふ可らず、人として其行を正ふし他の妨を為すに非ざれば云々と<sup>14)</sup>。』(『中元祝酒之記』)と、あらためてなされたこの引用によって、自覚的に提示されている。それは、天賦人權説を根拠とする、「自主自由」の権利の主張であり、「独立自尊」覚醒への主張である。

この主張と、時代の大目標たる「富国強兵、殖産興業」との接点の上に、洋学校要請への論拠があった。その論拠は次の如くである。

天賦人權説をもとにして、「……小生敢て云ふ、一身独立して一家独立、一家独立一國独立天下独立と。其の一身を独立せしむるは、他なし、先づ智識を開くなり<sup>15)</sup>。』(『松山棟庵宛書簡』)しかも、この「智識」は洋学の知識でなければならない。その理由は、「抑も洋学の以て洋学たる所や、天然に胚胎し、物理を格致し、人道を訓誨し、身世を營求するの業にして、真実無妄細大備具せざるは無く、人として学ばざる可らざるの要務なれば、之を天真の学と謂て可ならんか。……<sup>16)</sup>。』(『慶応義塾之記』)ということにあった。この洋学の普及の為に、学校が要請されたのである。「……蓋此学を世に拡めんには学校の規律を彼に取り生徒を教導するを先務とす。仍て吾党の上相与に謀て、私に彼の共立学校の制に倣ひ、一小

区の学舎を設け、これを創立の年号に取て仮に慶応義塾と名く。……<sup>17)</sup>。』(『慶応義塾之記』)ここには、洋学普及の為に学校の要請と、学校教育への積極的意図の表明がみられる<sup>18)</sup>。

要するに、福沢に於ける学校要請の論拠は、一國独立の為に、天賦人權説に拠った、一身の独立が前提である。一身独立の為に、智識が前提され、その為に、生徒を教導する必要がある。かくて、まず、学校が要求される。そして、福沢にあっては、真の知識は洋学によってしか得られないとするところから、洋学校であらねばならないという条件がつけられる。というところにあった。

そしてこの学校必要論は、以後の学校論の大前提となった。また、このような意識の前提があつてはじめて、学校のあり方に関する「論」が成形されるのである。これ迄の断片的意識が、学校論にまで総合されたのは、『学校之説』(明治3年)に於いてである。

#### (二) 福沢、最初の学校論

福沢の学校論の展開をみるにあたって、最初に注目すべき論文は、『慶応義塾学校之説<sup>19)</sup>』(明治3年庚午3月)なる「表紙」のもとに収められた『学校之説<sup>20)</sup>』である。こゝには、これ以前の福沢の学校教育への意識の総合と、学校のあり方に関する福沢の主張が現われている。従つて、これは、福沢、最初の学校論と称することが出来る<sup>21)</sup>。その内容を詳しく検討してみよう。

内容は大きく五つの部分に分けることが出来る。すなわち、

- (1) 洋学校必要論
- (2) 教授内容について
- (3) 学校設立様式について(公私学校比較論)
- (4) 学校設立の要訣
- (5) 政治と文学の分限論 である。

#### (1) 洋学校必要論

一國の政の良否は国民次第である。良政のためには、人民の智識聞見を博くし心を修め身を慎むの義を知らしめなければならない。その為には、洋学に由る以外に方法はない。故に、我国に洋学校を設けることは、緊要なることである。公私ともに、財をおしんではいけない。

#### (2) 教授内容について<sup>22)</sup>

学問は、「手近くして博きを貴とす。」よつて、「辺境の士民、職業忙しき人、晩学の男女等」へは、まず翻訳書によつて、「地理、歴史、窮理学、修心学、経済学、法律学」(翻訳は、福沢の任務としている)などを教へる。「洋学校は人を導くべき人材を育する場所なれば、専ら洋

書を研究し……後進の便利を達す」べきものである。

(3) 学校設立様式について(公私学校比較論)

「学校を設くるに公私兩様の別あり。其得失左の如し。」として、公私によって設けられた学校の得失を比較しているわけであるが、その比較の焦点を大体次のごとく分類出来るので、それに添って、その得失論を整理しなおして示すと、次のようである。

①経済的観点

官の得……経済的に豊かである。

- a. 書籍器械の購入及び給料、十分にやれる。
- b. 貧書生でも、学志を遂げることが出来る。(学費免除などにより。)

官の失……冗費が多い。(私立の四倍かかる。教師以外に、俗吏を多く用いるから。)

私の得……会計によく心を用いる。(俗吏を用いず、すべて読書社中でやるから。)

私の失……経済的に貧しい。

- a. 書籍器械購入・塾舎建築の方便がない。
- b. 貧書生、学志をくじかれる。(貧書生への援助が出来ないから。)
- c. 教師、生計の為にする仕事のために、教導の時間を減少させられる。

②公権(任官・免官の権)の有無という観点

官の得……公権を有す。

- a. 学校の法・賞罰を蔽明に決めることが出来る。
- b. 仕官の近途だから、生徒にとって、特にはげみとなる。

官の失……生徒、自己の学識をも省みず、仕官に志す。

私の得……公権を有しないから、人生天稟の礼讓に依頼して、生徒をひっぱってゆかなければ、生徒も、世間もついてこない。従って、私塾の教師、行状よし。

私の失……特に指摘していない。

③政治との結びつきという観点

官の得……特に指摘していない。

官の失……a. 政治に口出しし、本業を怠る。

- (政府の挙動を親しく聞見しているから。)
- b. 官と盛衰をともにする。(近時の例として、開成学校をみよ。)

私の得……官の盛衰と無関係。(文学は、国政と、その興廃をともにすべきではない。例へば、フランスの歴史をみよ。その文運耀かしきは、其文学が独立しているからである。修徳開知独立の文教にこそその大本があった。今我邦に私塾を立るも此趣

意を達しようとするものである。)

私の失……特に指摘なし。

④封建遺制との関連という観点

官の得……特に指摘なし。

官の失……事実上、学業に従った席順の甲乙、定め難い。(衣冠の階級が現存するため。)

私の得……古来封建の風にかかわらず、読書一事で結びついている。故に、貧富・上下混同、情意相通じ、文化を下流の人に及ぼすことが出来る。

私の失……特に指摘なし。

⑤その他

私立の得として、私塾中は起居自由であって、身を束縛する一物もなし。万事万時が勉強である。従って学業の上達は、期待以上である。

(4) 学校設立の要訣

上述、整理にみられるように、経済的にみれば、官学校が有利であるが、公権の有無という観点では、官私夫々、一得一失、他の観点からは、私学校が有利という主張は、明瞭である。このような、学校設立様式の検討の後、学校についての福沢の理想論が述べられる。

官学校は教育入用の財あるが、術に乏しい。私学校は術あるが、財に乏しい。だから、学校を建てる要訣は、財あるものは財を費し、学識あるものは才力を尽すというところにある、とする。

(5) 政治と文学の分限論

政治と文学の、世の中に果す役割に大小はない。それらは互に助け合って事をなすものであるが、しかも、夫々独立しているものである。従って、政治の範囲に文学をつないではいけない。また、文学は、以て政治を籠絡してはいけない。「故に世の富豪貴族若しくは政を執るの人、天理人道の責を重んじ、心を虚にして氣を平にし、内に自ら願て果して心に得るものあらば、読書の士君子を助けて其術を施さしめ、読書家も亦己れを忘れて力を尽し、共に天下の裨益を謀り、一国独立の大義を奉ずる事あらば、また善からずや。」つまり、政治も文学も、天下のため、一国独立のために、夫々の分限をつくすこと、つまり、夫々、独立互助することの主張である。これは、上記の学校設立の要訣の理論的弁護論とみなすことも出来る、と同時に、学校教育を考えるにあたっての基本的理念とみなすことが出来る。

以上が、『学校之説』の内容である。学校論という観点から、その主張を要約してみると、一国の良政の為には、国民に智識が必要である。その為には、学校教育が必要

であり、このような智識を与えるものは洋学において、他にはない。そして、この学校を設立するには、官私の両設立様式がある。官は財があるけれど、教育の術に乏しく、私は教育の術は豊かであるが、財に乏しい。従って、官は財を出し、私は術を尽し、互に助け合って設立すべきである。抑も、政治と文学は、夫々、独立し、かつ相互に助け合うべきである。つまり、夫々、天下の為め、一国独立の為に分限をつくし合うべきである、ということになろう。

学校論が成立するためには、学校教育の必要なることが、まづ主張されなければならない。何故なら、学校教育を不必要とするなら、学校のあり方など、もう問う必要はないからである。従って、福沢に於いて、まづ、学校教育の必要が主張された。しかも、彼にあっては、そこで勉強するものは洋学でなければならなかった。学校教育の必要と、洋学を学ぶということは、彼の啓蒙の精神に直接結びついたものであり、国民にこの精神を育成する為の方法的自覚につながったものであった。それは、教育面での啓蒙活動の前提であった。従って、この二つ（学校の必要と洋学の必要と）は、以後の学校教育活動及び、学校論の大前提であった。

この前提に立ち、では、日本の時代状況に於いて、どうやってこれをやるかが、次に考察された。それには、既述したように、「論」を要請した時代に答えるという形、つまり理念的構想という形で答えられた。この構想の為には、当然『西洋事情』に於ける西洋諸国の現状なり、考え方なりが参照されたと考えるべきである。しかも、それは、日本に於ける歴史上の事実への反省を含めた、公私学校の得失論という考察過程を経てなされた<sup>25)</sup>。これは、福沢の積極的の主体的態度を示すものといえることが出来る。

こうして到達された学校設立の要訣は、「財を有するものは財を費し、学識を有するものは才力を尽し、以て世の便利を達する」(『全集、第19巻』、p. 376, l. 1) ことにあるとした。ここでは、官私が対立意識をもってとらえられてはいない。財あって財を費すもの、それは、官であっても私であってもかまわないとしている。だけれども、つづいて、教育の術を施す主体に関して、教育に内包された法則志向への道を妨げない体制への準備が、政治と文学との分限論としてなされた。

政治と文学（つまりは、教育と換言出来る）は互に独立し、一国独立の為に夫々のなすべきことをなすという形で協力するという主張。これが、諸外国の教育制度に

於いて、根本的に志向されている原則として、福沢が受取ったものであった<sup>24)</sup>。従って、この次元で、政治権力としての官は、教育から除外されねばならない。ここに、この学校論の近代学校論としての資格がある<sup>25)</sup>。

一言にしていえば、福沢が、「学制」発布以前に構想した学校論は、『西洋事情』など西洋諸国の学校制度及び「論」を十分に参照し、日本の現実にあてて考察し、結果として、上述の如き前提・精神に支えられた、「共立学校之制<sup>26)</sup>」をとるということであったといえることが出来る<sup>27)</sup>。

#### 四 結 語

福沢、最初の学校論たる『学校之説』は、「論」を要請する時代に応じた、あくまで、「哲学流」に考察された構想であった。従って、細かな、具体的「策」は含んでいない。しかし、彼の啓蒙活動の出発となった啓蒙の精神に直接して考察された「論」であっただけに、純粹であり、福沢の活動の最も基本的理念であった。従って、生涯を通じて、ここに述べられた考え方なり主張は、基本的には、変らなかつたといえることが出来る。

しかし、現実の歴史はまた、流れつつあった。明治5年「学制」発布以来、明治政府の教育方針は、福沢の視点からは、官主義的方向をとり、対私立という方向をあからさまとしていった。最初の学校論たる、この『学校之説』に於いて、「政治と文学の分限」に学校教育の生命をみた福沢は、政教の独立互助に力点を置いて説いた。しかるに、明治16年の『学問之独立』に於いては、政教の分離に力点が置かれ、明治21年の『公共の教育』に於いては、教育に官は責任なしとして、一さいの干渉を排除する方向の主張となった。これら「論」に於ける力点の変化は、逆に、そのまま、政府の教育政策の変化との対応を示しているといえることが出来る。しかし、これら力点の変化にもかかわらず、福沢が一貫して護持した理念は、「政治と文学の分限論」という、『学校之説』に於ける理念であった。以後の学校論は、この理念をめぐって、段々と、組織的複雑化をすすめて、また、現実的「策」をも含み込んだものとして現われてくる。

『西洋事情』に於ける学校教育に関する備考は、教育史的にみて、近代公教育への志向を示している。「学制」発布以前の福沢は、余り意識的ではないけれど、その影響下にある。しかし、「政治と文学との分限」という軸をめぐって、ついには、教育を個人の利益にかかわる私事とする主張へ行き着く。かくして、福沢の学校論の最終形態が成形する。それは、近代私教育という範疇に包摂さ

れるものであった<sup>28)</sup>。これが、以後の福沢学校論展開への見通しである。

## 〔脚註〕

- 1) 『現代教育学 5 日本近代教育史』(土屋忠雄氏論文, 岩波書店)
- 2) 『啓蒙とは何か』(カント著, 篠田英雄訳, 岩波文庫)(p. 9, l. 2~l. 4)
- 3) 『福沢諭吉』(日本教育家文庫第40巻)(伏見猛弥・阿部仁三共著, 北海出版)では、「後年彼自身回顧して未発表の未完論文『掃除破壊建置経営』(明治15年)の中で『漸く彼の国政の習慣を知り, 人民の気風を解し, 民権とは斯くの如きものならん自由独立とは云々の趣意ならんと之を脳髓に書き二三の人にも語り人も亦この義を了解して共に一場の談柄と為りたるは蓋し慶応年中今を去ること十七八年』と叙べているから, 大体慶応二三年に初めて彼の思想体系の根幹が成立したものとされる。」(p. 25~p. 26)と解されている。
- 4) 「学制」は、「智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スベシ」(『五か条の誓文』)という明治新政の教育の基本方針を, 制度面で定形化したものである。(『日本教育史』尾形裕康著, 早大出版部, p. 165~p. 171 参照)ある意味では, 維新前後にあらわれる諸学校論は, この定形化を目指していたということも出来よう。福沢にあっては, そうであったといえる。
- 5) 『福沢諭吉全集, 第1巻』(p. 275~p. 608)(岩波書店, 昭33)(以下, 『全集』と略す。)
- 6) 『全集, 第19巻』(p. 373~p. 377)
- 7) 『全集, 第1巻』(p. 285, l. 3~l. 9)
- 8) 『全集, 第1巻』(p. 286, l. 14~l. 15)
- 9) 『全集, 第1巻』(p. 385, l. 3)
- 10) 『全集, 第1巻』(p. 302 last~p. 303, l. 1)
- 11) 『全集, 第1巻』(p. 441, l. 15~l. 16)
- 12) 『西洋事情外編, 巻之一』の「題言」によれば, これは「英人チャンブル氏所撰の経済書」を翻訳したものである。
- 13) 『西洋事情二編, 巻之一』の「例言」によれば, これは「亜版エーランド氏の経済書」の抄訳である。
- 14) 『全集, 第19巻』(p. 369), これは, 慶応4年4月(9月に, 明治と改元), 従来の学塾を慶応義塾と名づけた時に, ものされた『慶応義塾之記』の附記である。
- 15) 『全集, 第17巻』(p. 65) 明治2年2月2日。
- 16) 『全集, 第19巻』(p. 368, l. 8~l. 10)
- 17) 同上, (p. 368, l. 12~l. 14)
- 18) 慶応義塾による積極的教育意図としての, 福沢の教育方針は, 『福翁自伝』の「教育の方針は数理学と独立」の中で次のように述べられている。  
「東洋の儒教主義と西洋の文明主義と比較してみれば, 東洋になきものは, 有形において数理学と, 無形において独立心と, この二点である。…近く論ずればいまのいわゆる立国のあらんかぎ

り, 遠く思えば人類のあらんかぎり, 人間万事, 数理の外に逸することはかなわず, 独立のほかによるところなしというべき大切な一義を, わが日本国においては軽くみている。……できるかぎりは数理をもとにして教育の方針を定め, 一方には独立論の主義を唱えて, ……」(『全集, 第7巻』p. 167~p. 168)

- 19) 『全集, 第19巻』(p. 373~p. 381), この表紙の下には, 他に, 『洋学の順序』なるものが含まれている。
- 20) 『全集, 第19巻』(p. 373~p. 377)
- 21) この『学校之説』に先だって, 紀州藩に学校教育を施す方法を書き送った『浜口儀兵衛宛書簡』(明治2年2月20日, 『全集, 第17巻』p. 66~p. 67)の中で, この『学校之説』の原案と考えてもいいような内容——学校の必要論・官私の分限の現実形態など——が述べられているが, 本『学校之説』はこれらすべてを包摂し, さきに述べた如く, これら, 初期の思想活動の総合として受取ることが出来るものであり, 体裁としても, 最初の「学校論」としては, これを指示すべきだと考える。しかし, 前記書簡は注視に値するので, 少々引用しておく。

「……此の学塾出来候上にも決して官より手を出すべからず。これを概するに松山氏には学識を有し金なし, 官府には金を集むる権あれども知識なし。然るに官府には金を集むる権ある代りに亦随て国人を教育するの任あり。松山氏には学識を有するも一種の私有にて, 必ずしも人を教ふる為, 責任あるにあらず。さ候へば, 官より礼を厚くし金を与へて松山氏に教育の事を頼むべきの理なり。……」

藩を単位に, 考えられているけれど, 「官府には……国人を教育する任あり」という考え方は, 『西洋事情』に詳しく論ぜられていることであるが, この時期の福沢に支持されていた考え方として, 注目に値する部分である。

- 22) この部分の, 更に詳しい内容にわたった説明や, 教授順序は, この表紙『慶応義塾学校之説』に含まれた「洋学の順序」の中で, 更にくわしく説明されている。(『全集, 第19巻』p. 377~p. 381)
- 23) 此処にみられる公的学校としての官学校は, あくまで為政者直轄の学校であり, 私的学校としての私学校は, 為政者直轄でない学校であるという尺度で考えられているように思われる。本『学校之説』中に出てくる公・私についての用語法は, 「学校を設くるに公私両様の別あり。」「公」——「官の学校」「官学校」。「私」——「私学校」「平人私有の学校」「私立の塾」「私塾」という系列に分けられる。また, 先にあげた『浜口儀兵衛宛書簡』の中では, 紀州藩の実際にあてて, 藩の為政者と, 私人松山棟庵を夫々, 官と私として, 称している。これらを考え合わせると, 上記の如く云えると思う。
- 24) 「政治と文学の分限」ということに, 西洋諸国の学

校教育制度の本質を見い出していたことは、後の論説『政事と教育と分離す可し』（明治16年12月7・8日、『全集』第9巻、p. 308～p. 312）に於ける次の記述の中に、よくうかがわれる。

「唯我輩の目的とする所は学問の進歩と社会の安寧とより外ならず。此目的を達せんとするには、先づ此政教の二者を分離して各独立の地位を保たしめ、互に相近づかずして遙に相助け、以て一國全体の力を永遠に養うに在るのみ。諸外国にても亜米利加の政治、共和なれども、其教育は必ずしも共和ならず。日耳曼の政治、武断なれども、其学校は武断の主義を教るに非ず。仏蘭西の政体は毎度変革すれども教育上には毫も変化を見ず。其他英なり荷蘭なり又端西なり、政事は政事にして教育は教育なり、其政事の然るを見て教育法も亦然らんと思ひ、甚しきは数十百年を目的にする教育を以て目下の政事に適合せしめんとするが如きは、我輩は学問の為にも又世安の為にも之を取らざるなり。」(p. 311, l. 17～p. 312, l. 6)

- 25) 『教育管理』（持田栄一著、国土社、1961）に於いて、持田氏は、近代教育の要請するものとして、「教育を教育そのものに内包されている法則にもとづいて専門的客観的に運営しようとする志向」(p. 4)を指示しておられるが、この尺度に拠った。
- 26) この表現は、『慶応義塾之記』（既述）に於いて、慶応義塾に関して、「……吾党の士相与に謀て、私に彼の共立学校の制に倣ひ、一小区の学舎を設け……」(傍点、引用者)といっている、この文章に拠った。『学校之説』が、現在する慶応義塾を背後に負った「論」である以上、具体的内容として、これを頭において述べられたものとみなすことが

出来るからである。従って、この経路を辿っても、『西洋事情』につながっていることが分る。

- 27) 官学校・私学校という用語でもって、福沢が考えた内容は、22)で、検討したが、この意識は、共立学校という構想によって、意識的・論的に一体化されたということが出来る。
- 『京都学校之記』（明治5年5月6日、『全集』第20巻、p. 77～p. 81）に於いて、官が半分、市中の富豪が半分の建設費を受持ち、区内の戸毎に半年一步の課金で維持されている公立の小学校をみて、その教師は、官の命で職に任ずるが、給料は町年寄の手から貰うため、実は官員でなく、市井に属するとなし、「民間に学校を設け人民を教育せんとするは余輩積年の宿志たりしに今京都に來りてはじめて其実際を見るを得たるは其悦恰も故郷に歸りて知己朋友に逢ふがごとし」と述べているところなど、まさしくこの『学校之説』に於ける、彼の学校設立構想の実現とみなしてのこと思われる。
- 28) 『教育管理』（持田栄一著、国土社、1961）「……教育が単に個人的のものであり、したがって、私事である以上に、社会の共同利益にかゝり、この意味において、公的なものである……それを基礎にして近代私教育が近代公教育に展開した……」(p. 4)を尺度としていって。

〔付記：『福沢論吉教育関係文献索引』（渡辺徳三郎）中の「文教政策・附学校教育」(p. 59～p. 72)を、手がかりとさせていただいた。〕